

# 京都スタジアム（仮称）検討特別委員会委員長報告

H29.9.29

京都スタジアム（仮称）検討特別委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

**第49号議案、財産の無償貸付については**、京都府が亀岡駅北土地区画整理事業地内において、京都スタジアム（仮称）を整備するため、事業用地として本市所有地を京都府に対して、無償貸付しようとするものであり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

まず、9月15日に行った審査では、亀岡市と京都府の土地使用貸借契約書案も参考に、質疑が行われました。

審査を進める中で、貸付期間及び目的を議案に明

記する必要があるのではないかについて、質疑が集中しました。これに対し、執行機関から、貸付期間については、本議案議決後に京都府と協議のうえ決定し契約書に定めること、また、目的については、スタジアムが、スポーツ振興や希少種の生息環境保全等に寄与すること等を目的として進めていきたい、との答弁がありました。

当特別委員会では、その後、討論・採決を行い、採決の結果、賛成多数をもって、原案可決すべきものと決定しました。

しかし、その後、市長から、9月27日の本会議において、当特別委員会での「審議過程における審議の内容も踏まえ、議案に無償貸付しようとする期間及び目的を加える」との理由により、

- ・無償貸付期間は、10年間、
- ・無償貸付の目的は、スポーツを通じた青少年の健全育成や競技力の向上等のスポーツ振興に資するとともに、アユモドキ等の自然と共生するスタジア

ムを活かした、賑<sup>にぎ</sup>わいのあるまちづくりの推進を図ること

を議案に明記する訂正がなされ、本会議において承認されました。

これを受け、当日、直ちに特別委員会を招集し、その冒頭で、第49号議案を再審査することについて可決し、審査を再び実施しました。

ここでは、訂正された内容を中心に審査を行い、その中で、貸付期間を10年とされたが、京都府との調整についてはどうか、また、安定した運営との関わりはどうか等について、質疑がなされました。

これに対し、執行機関からは、京都府とは調整しており、議会で可決されれば京都府に貸付ける、また、指定管理も含め、安定した運営を行うのであれば、10年程度必要であり、議会のチェックを受けながら進めていきたい、との答弁がありました。

採決に先立つ討論では、

- ・スタジアムの土地の買収自体が、地方財政、地方自治からすれば問題である、との反対討論がありました。

一方、

- ・スタジアム建設をこの段階でやめることは、市民福祉に反することは明らかである、

との賛成討論があり、

採決の結果、**賛成多数**をもって、**原案可決**すべきものと決定しました。

なお、指摘要望事項として、

- ・指定する用途に供しなくなった場合、原状回復を含め、双方の持ち分をしっかりと整理すべきである

ことを指摘要望するものであります。

以上、簡単であります。本委員会の報告といたします。

## 京都スタジアム（仮称）検討特別委員会 論点整理表

論点	京都スタジアム（仮称）検討特別委員会での検討	
	○	備考
財政について	○	
騒音等対策について	○	
交通対策について	○	
市民説明について	○	
経済効果について	○	
スタジアム本体整備について	○	
スタジアムの利活用について	○	
スタジアム周辺の整備について	○	サブグラウンド、駐車場
協議経過等について	○	環境保全専門家会議との協議経過
治水対策について	×	桂川・支川対策特別委員会での所管（H29.2 決定）
駅北土地区画整理事業について <small>※産業建設常任委員会</small>		
京都・亀岡保津川公園について <small>※産業建設常任委員会</small>		
アユモドキの保全について <small>※環境厚生常任委員会</small>		